

学校歯科衛生史と教育的学校衛生論の原点 —明治期京都における初期の活動事例と 大西永次郎の学校衛生論の検討—

高橋 裕子

保健体育講座 (学校保健)

A Study of the Relationship between the Earliest School's Dental Hygiene Activities in Kyoto and Eijiro Ohnishi's Thoughts on Educational Health

Yuko TAKAHASHI

Department of Health and Physical Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

1. はじめに

学校保健史は、大きな流れとして明治期の医学的
学校衛生、大正期の社会的学校衛生を経て、昭和期の教
育的學校衛生へと展開したといわれている⁽¹⁾。特に、
三つ目の疾病の予防管理から衛生の教育指導への契機
には大正時代の新教育運動があり、この潮流は昭和初
頭から約10年余にわたって起こった健康教育運動を
推進させることとなった、という杉浦守邦の見解があ
る。「これは従来の理科における衛生教材が、ただ生
理学的事実を取扱うのみで、生活の保健的指導、習慣
陶冶といった部分に冷淡であり、また修身における衛
生の取扱いが、節制主義・精神主義に流れて、非科学
的・時代錯誤に満ちたものであったことに対する批判
から出発したものであった」とも杉浦は述べている⁽²⁾。

また一方で、学校歯科保健史の研究がある。榊原悠
紀田郎によれば、歯科医師による学校児童の歯科検診
の初例は、明治24年に三重県津市の直村善五郎が、四
つの高等小学校で行ったものだといふ⁽³⁾。ただし、直
村自身は、5月に養生高等小学校長から歯牙検査の委
嘱の話があり、6月中に四つの高等小学校で実施した
ことを報告するなかで、「歯ハ(中略) 適当なる治療を
加へて終生保存せんとの衛生的の考を有するものハ誠
に稀有」とするいわば生涯保健的な問題意識から、「歯
牙の保護に最必要時即ち身体の發育しつゝある年少者
仮令ハ小学生徒若ハ尋常中学生徒位の年輩者」に「注
意を促す」のは、「親炙しつゝある所の教員」が「誠に
適当の依頼者なり」と述べているのである⁽⁴⁾。つまり、
直村の学校歯科の初例には、教育の側面から検討する
余地があるにもかかわらず、そのような学校歯科保健

史と学校保健史との関係、とりわけ、う歯予防の指導
的側面と昭和初期の健康教育との関係については、必
ずしも明らかにされてこなかった⁽⁵⁾。そもそも、う歯
の問題は、学校保健論にとってどのような意味を持っ
ているのだろうか。とくに、昭和初期、日本に健康教
育をもたらしたターナーや、同じ頃に教育的な学校衛
生論を説いた大西永次郎とは、どのような関連がある
のだろうか⁽⁶⁾。

こうした学校保健論と学校歯科保健とを結びつける
のは、いうまでもなく現場の問題である。実際、明治
から大正期の学校現場では、どのようなう歯問題が起
こっていたのだろうか。そこでまず、京都を事例に取り
挙げよう。具体的には、京都府衛生会の機関誌『公衆
衛生』・『京都府衛生会々報』および京都医会の『京
都医事衛生誌』を資料としてう歯問題の現状を見た上
で⁽⁷⁾、大西における学校衛生論と学校歯科衛生との関
連を明らかにしたい。

2. 京都における学校歯科衛生活動

明治37年6月の『京都府衛生会々報』に掲載された、
咀嚼と栄養摂取の関係を説く「歯の養生」には、「何の
学校にも歯科医があつて、時々歯の検査をするが、(中
略)学校衛生でも殊に歯に付て注意するやうに成つて、
少くとも半年に一度は検査をして夫々療治させる様に
致した結果、齲歯に罹るものが少く成つた」と報告さ
れている⁽⁸⁾。明治37年の時点で、学校衛生におけるう
歯問題の認識や、検査回数を増やし療治指導すること
で成果を上げる取り組みがあつたことが確認できる。

ここで、京都の初期の学校歯科衛生を確認しておこ

う⁽⁹⁾。『学校歯科衛生』誌の創刊号で京都市の学校歯科の「沿革」を紹介した堀内清によれば、明治31年1月の学校医の勅令の頃、「学校衛生なるものが世人の注意を喚起し、これに刺激され我々の先覚者により各地に口腔検査の実施をみたと思はれる」という。さらに「我が京都市」には早い事例があるとして、「当市開業の杉本順三・榎本元吉氏等によって、京都市立第二高等小学校生徒一千五十七名に対し口腔検査が行はれ、明治三十年十一月二十七日大阪毎日新聞はこれに関し極めて興味ある記事を掲載して居るのである」と述べて、京都市立第二高等小学校の事例が注目されてメディアにも取り上げられたほどだと紹介している⁽¹⁰⁾。

堀内が紹介した大阪毎日新聞の投書記事は、この事例について、より詳しい様子を伝えていて、当時の専門誌にも次のように転載されている（下線筆者）。

我国に於ても近年追々歯痛生徒増加する傾きありて、欠席少なからざるより文部省参事官寺田氏は殊に此処に憂慮する処あり。右疾患と欠席との関係に於て既に調査に着手したりと云ふ。（中略）此処に京都第二高等小学校にては、市内の歯科医杉原順三、榎本元吉両氏の説を聞きて大に歯牙の衛生に心を留め修身講話中に歯牙の衛生法を教へ居るのみならず、尚ほ欠席との関係等に於ても目下調査中の由なるが、前期の二歯科医亦国民一般歯牙衛生を不問に附するを嘆じ、業務の余暇同校生徒の歯牙を調査し、且つ無料にて治療を施し、就中脱却期の近づきたる歯は調査の当時一々抜き去りたる等、多少の手術を施したるに、大に好成績を奏せしかば、各校競ふて之に倣はんとする傾向を來たし、同校亦毎年一回此調査を為すことに定めたりとなり。（小学校生徒の歯痛『歯科雑誌』第61号、明治31年1月）

この記事によると、文部省は、歯痛による欠席を「憂慮」し、調査に着手したという。従って、少なくとも明治30年の時点で、う歯は全国的な学校衛生問題になっていたと考えられる。興味深いことには、杉原・榎本らの説話に刺激された京都第二高等小学校では、「修身講話中に歯牙の衛生法を教へ居る」ようになったばかりか、両歯科医がう歯調査を行い、業務の合間に無料で治療や拔牙も行って「好成績」を奏したので、ほかの学校が競って見做うほどであったという。

同記事はまた、歯科衛生の最新知識も伝えていて「其疾病中第一多きは大白歯腐蝕にして」、「歯列の如きも十八歳前後までなれば充分矯正し得る望みありと云ふ」、「父兄たる者は一年二度の長休業即ち暑休と年末年始休の際は必ず兄弟の身体各部を検し、特に歯の如き最も注意して休暇中治療する習慣を養成されたき者なり」などと記している⁽¹¹⁾。ここに当時のう歯予防の見解が現れている。

このような個別の活動は明治30年時点で始まっているが、組織的な取り組みについてはどうであろうか。

下京区校医会では、明治37年9月25日に「秋季校医会」を開き、「歯牙衛生注意書」を市内各小学校に配布すると決議している。下京区校医会とは、『学校保健百年史』が最も早い事例と指摘した組織であろう⁽¹²⁾。

下京区校医会は昨年九月二十五日秋季校医会を開き、歯牙衛生を調査し、単簡なる注意書を市内各小学校に配布せん事を決議し、爾來委員にて之を調査せしが、今其稿を得たるを以て録して読者の参考に供する、左の如し。

歯牙ハ消化器関第一ノ関門ニシテ（中略）。殊ニ学童ニ在テハ歯病ノ為メニ受クル所ノ苦楚ト精神ノ不快ハ、以テ身体發育ト營養トヲ妨ゲ、更ニ学業ノ進歩ニ影響スベシ。歯牙衛生ノ忽諸ニ付ス可カラザル此ノ如シ。是レ本会ノ此稿ヲ起草スル所以ナリ。

小学生徒ノ歯牙衛生

- 歯牙ハ身体ノ他部ト異リ、已ニ病ノ為メニ腐蝕スル時ハ再び恢復スルノ衡ナキ者アレバ、予防法ノ貴キコト他病ノ比ニ非ズ。
- 小児病ニ罹リ營養ニ障碍アル時ハ、歯牙モ亦障碍ヲ受ケテ病ニ罹リ易シ。故ニ速ニ治療ヲ施シ營養ニ注意スベシ。
- 無病ノ状態ニ在ル者モ、營養障碍ノ兆アル時ハ医治ヲ乞ヒ營養療法ヲ怠ル可カラズ。身体不健ナル時ハ、歯牙モ亦不健ト為リ、終ニハ更ニ全身ノ諸病ヲモ誘起スルニ至ル。例之ハ歯牙ノ病ヨリ胃腸病ヲ起シ、又肺結核ヲモ媒介スルガ如シ。
- 食後ハ食物ノ残滓歯牙ノ間隙又ハ空洞ニ竄入シ、腐敗分解等ヲ起シ後害アルヲ以テ、食後ニハ必ず含嗽セシムベシ。
- 歯牙ノ汚染、歯石ノ沈着、口内ニ悪臭アル時等ハ、歯牙ノ腐蝕ヲ起ス媒助クル可キヲ以テ（中略）、歯刷牙ヲ以テ毎日一ニ回清掃スベシ。（中略）⁽¹³⁾

明治三十七年十一月 下京区校医会

（「歯牙衛生注意書」『京都医事衛生誌』第130号、明治38年1月）

「歯病」による不快は「身体發育ト營養トヲ妨ゲ、更ニ学業ノ進歩ニ影響スベシ」との見解から行っていることから、「歯科衛生注意書」の配布は、学校衛生の一貫としての歯科衛生活動といえるだろう。

3. 京都府の訓令と遠藤大太郎の『歯牙衛生』

詳しい経緯は不明だが、京都府は、明治37年9月に「歯牙衛生」に関する訓令第66号を公布している。これは、歯科衛生に関する行政措置としては先例というので⁽¹⁴⁾、少し長いが全容を記そう。

京都府訓令第六十六号 明治三十七年九月九日

公私立学校 公私立幼稚園

児童ノ身体ニ対スル注意ハ、府下幼稚園及学校ニ於テ年ト共ニ其歩ヲ進メタリト雖モ、独り歯牙衛生ノ

事ニ至テハ、尚ホ未タ充分ナリト云フヘカラス。今之ヲ本年ノ徴兵壯丁ニ就テ驗スルニ、齲齒者ノ員数最少郡ト雖モ、百中四十人ヲ下ラス。最多ナル京都市ノ如キハ、実ニ百中七十人ノ多キニ及ヘリ。飜リテ小学校以下ニ於ケル児童ニ徴スレハ、齲齒者ノ数未タ此ノ如ク多キニ達セス。而シテ壯年期ニ至リ、驚クヘキ大数ニ上ルヲ見ルハ、畢竟幼年期ヨリ歯牙衛生ノ必要ヲ知ラスシテ之カ保護ヲ怠リ、或ハ、甘味ノ嗜好ヲ制限セス為メニ四五歳乃至十五六歳ノ間ニ於テ多ク歯牙ノ損害ヲ來シ、遂ニ終生医スヘカラサル病根ヲ遺スモノナレハ、若シ之カ救済予防ヲ怠ルトキハ、啻ニ個人ノ活動ト其幸福トヲ減縮スルノミナラス、其結果延イテ国力ノ消長ニ関シ、前途頗ル憂慮ニ堪ヘサルモノアリ。幼稚園学校ノ当事者ハ、宜シク深く意ヲ此ニ用井、歯牙ノ清潔法及甘味食物ノ制限等ニツキ有効ナル方法ヲ励行シ、以テ幼時ヨリ歯牙衛生ヲ重ンスルノ習性ヲ得シメンコトヲ努ムヘシ。(「京都府訓令第六十六号明治三十七年九月九日」『京都衛生会々報』第3号、明治37年9月)この訓令で指摘されているのは次の4点である。

- ①「身体ニ対スル注意」は府下幼稚園・学校で年々進歩しているが、「歯牙衛生」は充分ではない。
- ②京都市の徴兵検査では歯の罹患率は70%であった。小学校以下の児童はそこまで高くはない。
- ③ただし、「歯牙衛生」の必要を知らない児童生徒は、「甘味ノ制限」をしなため「終生」の「病根」をもつ。「救済予防」を怠れば「個人ノ活動」と「幸福」を減縮し、「国力ノ消長」が憂慮される。
- ④だから幼稚園児や小学生には注意を払い、「歯牙ノ清潔法」「甘味食物ノ制限」を励行し、歯牙衛生を重んじる「習性」を得させるよう努めねばならない。

このなかで、「習性」が重視されている点は注目すべきである。「習性」、いい換えれば、健康教育の重要性が社会的に認識されるのは、冒頭で触れたように、昭和初期だからである⁽¹⁵⁾。教育指導への着眼という点からも京都府の訓令第66号は先駆的といえるであろう。

さて、この訓令第66号を高く評価しているのが、京都の学校医・遠藤大太郎(安政5年(1858)、鳥取県生)である。遠藤は、小学校教員を経て医学校を卒業し、学校医制度が始まる10年も前の明治21年には下京第二十四尋常小学校で学校衛生に参画し、23年には京都医会(医師会の前身)発足に名を連ね、学校医制度が公布された31年には尚徳校の学校医を嘱託された。さらには下京区学校医会の創設メンバーの一人でもあったという⁽¹⁶⁾。そのような経歴の持主の遠藤が、「賢明ナル本府知事ハ此ニ見ルアリ、今秋学校生徒ノ歯牙衛生ニ就テ訓令スル所アリ。今ヤ歯牙衛生ハ本府教育者間ノ一問題タルニ至レリ」と述べて、歯科衛生は、行政と教育現場に共通する課題となっている点から、この

訓令を評価しているのである⁽¹⁷⁾。

遠藤は、歯科医でないにもかかわらず『歯牙衛生』を著している。その動機を述べる中で、「下京区校医会」との活動についても言及している。

予、学校生徒ノ身体検査ヲ行フ毎ニ、齲齒ヲ患フル者殆ント其全数ニ近キヲ見テ、慨然トシテ歎シテ曰ク、嗚呼我カ第二国民ノ發達ヲ妨クル者、是レ必其一因タラント。常ニ以テ之カ救済ノ道ヲ講セント欲ス。而シテ未タ其機ヲ得ス。偶、本年九月、下京区校医会ニ於テ、学校生徒ノ歯牙衛生ヲ約説シテ教育家ノ参考ニ供セントスルニ方リ、其ノ囑ニ依リ業務ノ余暇之カ実科ヲ蒐集シテ思見ヲ附シ、遂ニ積テ編ヲ成ス頃日、五車楼主人ノ請ニ因リ、更ニ之ヲ脩飾シ名ケテ歯牙衛生ト曰ヒ、以テ割刷ニ付ス。(遠藤『歯牙衛生』五車楼書店、明治38年、緒言)。

それによれば、遠藤は、これまで身体検査の度に歯の多さに「慨然」とし、「第二国民ノ發達ヲ妨クル者」という危機感から「救済ノ道ヲ講セント欲ス」という動機をもったのだという。その時はまだチャンスはなく、たまたま「下京区校医会」において、歯科衛生を「約説」して「教育家」、つまり教員に提供することになった折に、学校医会の依頼から『歯牙衛生』を著したのだという。これは、学校医会と学校医・遠藤が主体的に共同した学校衛生組織活動といえよう。

遠藤はまた、当時、明治政府や三島通良が推進していたドイツ由来の学校衛生の考えや政策をよく知っていたと思われる。『歯牙衛生』において、三島の乳歯の歯に関する見解を「学校衛生雑誌」から紹介し、「昨春、尚徳尋常高等小学校生徒三百九十人中、二百八十五人ハ齲齒ヲ有セリ」として、学校医として携わる尋常高等小学校のデータを示し、京都府の調査や東京市と日本橋区の二小学校のデータと比較・報告しているからである。さらに歯が誘因する疾患についても言及し、「今春、揚梅幼稚園ニ於テ予カ検査セシ児童ノ頸腺肥大ヲ有スル者五十五人中、四十九人ハ齲齒ヲ有スル者ナリシ」として、ドイツ人「スタルク氏」のデータとも比較検討している⁽¹⁸⁾。これらは、学校医による学校衛生研究そのものである。

『歯牙衛生』において遠藤が解説する「予防法」は次の4点である⁽¹⁹⁾。

- ①「予防法」には二種あり、「第一素因」を除去し、「第二誘因」を忌避する。
- ②「第一素因」とは、「妊娠中及授乳期ニ於ケル母体ノ健否、營養、食物」のことで、むしろ「普通ノ保育法及育児法」に属する。十分な營養を補給すれば「歯牙ノ發育完全ニシテ病原的作用ニ侵襲セラルコトナシ」。
- ③「第二誘因」とは、歯に対する「特別ノ予防法」のことである。歯石や污垢などの誘因を防ぐ「薬物的清掃法」と歯ブラシでの「器械的清掃法」の二種の

清掃法がある。専門家の「歯牙ノ検査」も重要で、従来の年二回に留めずなるべく毎月検査する。

④「歯牙ノ保護法」は次の8つある。

- ・堅い食べ物、極端に冷たいか熱い食べ物
 - ・「甘味ノ食物」・飲食後の口内の「余瀝又ハ残滓」
 - ・間食・保護する余に常に「柔軟ナル食物」を取る以上を避ける
 - ・「繊維アル物質」で「歯牙研磨」を助ける
 - ・母体から失われる「石灰鹽類」を含む食物を取る
 - ・哺乳児は、乳汁以外の食べ物による胃腸病に注意
- 要するに、歯の衛生は他の病気の予防法でもある、とも遠藤は考えている。

歯牙衛生ノ励行ハ、已ニ反覆詳論セシ如ク、独り歯牙自己ノ為メノミナラス、又結核等諸病ノ預防法タル可キヲ以テ、目下切ニ之ヲ奨励セサル可カラズ。(『歯牙衛生』28頁)

遠藤の教育的な観点は、う歯予防を第一義と考え、そのためには、幼稚園、小学校やその後の学校において、それぞれの子どもの年齢や知識に応じて実行を「訓諭」し、段階的に「習慣」形成するよりほかに良い方法はない、と断言しているところに現れている。

必先ツ幼稚園小学校及各種学校ニ於テ、生徒ノ年齒又ハ知識ノ度ニ従ヒ、繁簡宜シキヲ計リ之カ実行ヲ訓諭シ、漸次其習慣ヲ為サシムルヨリ善キハ無シ。且其父母ヲ諭シテ家庭ニ於テ之カ実践ヲ奨励セシメハ、多年ヲ要セスシテ蓋シ自ラ歯牙衛生ノ發達普及スルヲ見ルコトヲ得ン。(『歯牙衛生』28～29頁)

ここまで見てきたように、明治期後期の京都では、府政、学校医組織および学校医が同じ課題意識に立ち、地域独自の学校衛生活動を組織的に開始していた。これを踏まえて、次節から、大西永次郎の学校衛生論と学校歯科衛生の関係を検討していこう。

4. 大西の初期の学校歯科衛生論

大西永次郎(明治19年12月21日～昭和50年3月8日、1886～1975)は、岐阜、群馬や広島などの県で学校衛生主事を歴任したのち、大正13年4月からは文部省において学校衛生を担当した(昭和18年3月まで)。この間、主著『衛生訓練の実際』(右文館、昭和4年)や『教育的衛生』(藤井書店、昭和11年)ほか、多くの学校衛生書を著し、雑誌でも、帝国学校衛生会『学校衛生』を中心に数多くの論考を発表し、そこで教育的な意義からの学校衛生論を展開した⁽²⁰⁾。昭和初期の日本の学校衛生の第一人者といえる。

大西はいつ頃から児童生徒のう歯問題に気づいていたのだろうか。少なくとも、入省以前、群馬県学校衛生主事時代かと思われる。「群馬県大正十年度就学児童身体検査成績(其の二)」において、「眼疾」「耳鼻咽喉病」の罹患状況のところう歯の多さについても

触れ、「齲齒は三六、〇七%の率」「可成の数が認められる」として、罹患率の高さを指摘していたからである。ただし、その対策については、学校でというよりも、「家庭に於ける口腔衛生の注意を一層喚起せねばならぬ」としていた⁽²¹⁾。

さて、大西が文部省の学校衛生官となった頃の初期の論文の中には、意外にも、学校衛生歯科そのものの論考があり、「私は現今、殊に教育上の問題になって居る学校歯科医といふ問題(中略)について所管の一端を述べて見よう」として、学校歯科衛生と衛生教育の関係にかんする重要な見解を述べている。ここでまず大西は、日本の学校医制度の源流と、実現当時の様子を述べる。それはイギリス流のフルタイムでなくドイツ流の嘱託医制度を真似たものだが、予防を目指すか治療にまで踏み込むかという議論があるのだという。

我が国が今までやって来た学校医をいふもの、施設の原則であるが、これは独逸の学校医の制度の真似をしたのであって、嘱託制度が其の原則となって居る(中略)。我が国でも英吉利流のフルタイムの学校医は、東京を初め全国十数の都市に相当居られるから全体では三十余人位になると思ふが、(中略)飽くまでも独逸流の嘱託医で行くか、或は専任学校医制度を認めるか(中略)、嘱託医の職務の内容も予防方面だけで進んで行くか、或は或る程度の治療にまで這入って行くか。この二つの問題は目下我が国の国情から考へますと、非常に研究を要する問題であつて(後略)。「学校医の職務に関する考察—特に学校歯科医問題を中心として—」『学校衛生』第10巻第2号、昭和5年2月)

続いて大西は、非常に興味深い指摘をする。一般に、公衆の衛生の質を上げるためには衛生教育、とりわけ小学校時代の教授訓練の「徹底」が必要であるが、歴史的には、「口腔衛生教育」がまず起きて、それに刺戟されてそれ以外の「衛生教育」が発達した、というのである。

(前略)今日亜米利加を中心として起つて非常に發達して居る。例のヘルス、エデュケーションHealth education(中略)とは、衛生教育とか衛生訓練とかいふべきで、学校衛生としてのみではなく、一般の公衆に対し衛生の質を本当に挙げさせるのにはどうしても衛生教育が必要である。それには矢張り小学校時代に衛生に関する教授訓練を徹底させるといふことが必要であるといふ立場から、小学校に於て学校衛生の施設としてヘルス、エデュケーション、或いは、ヘルス、トレーニングといふ方面に可成り力を入れて居るのである。このヘルス、トレーニングについては色々私は考へて見たのである。この点私は口腔衛生のトレーニングといふか教育といふか、口腔衛生の教育が歴史的に考へても、或は実際の方面からいうても非常に其の内の重なる地位を占めて居

るやうに思はれる。或いは口腔衛生教育といふものが先づ起きてそれに刺戟されて他の方面の衛生教育といふことが段々発達したのではないかと（後略）。（前掲「学校医の職務に関する考察」）

さらに大西は、ドイツや日本での「生理衛生」や「学問的事実」の教授とは違って、「衛生上の習慣を陶冶」し「健康愛護の思想を養成」するため「徹底されたプラン」で行うアメリカ流の衛生教育では、口腔衛生教育は重要な位置を占めている、また日本でも「歯科の方面」では衛生教育を「徹底」して「組織的」に行っている、と評価している。歯科衛生教育は、アメリカ流の健康教育や「徹底」した指導が相応しいと考えているのである。

現在、衛生教育方面では、口腔衛生問題が非常に重要視されて居るやうである。却てヘルス、エデュケーションについて最も力を入れて居るのは亜米利加である。此の点は、独逸、英吉利もとても傍へも寄れないと思ふ。独逸でやって居るのは日本における生理衛生の教授と謂たやうな一つの科学的、学問的事実を教へるだけで、本当に我々の日常生活といふものを衛生的に指導して行かう、衛生上の習慣を陶冶しよう、健康愛護の思想を養成しようといふ教育方面は大部抜けて居るやうである。さういふ立場から見ると、亜米利加のヘルス、エデュケーションは教授に於ても訓練に於ても可成り徹底されたプランに於て行はれて居るやうである。さういふ観点からすると、口腔方面の衛生教育といふものは可成り重要な地位を占めて居るやうである。これは亜米利加のみではない。我が国に於ても十数年前から日本歯科医師会或はライオンの方々々が努力を払はれクラブの方々も数年来活動されて居る。（中略）此の点我が国に於ても、歯科の方面の衛生教育といふものは最も徹底した、最も組織的の教育を実際にやって居られると思ふ。（前掲「学校医の職務に関する考察」）

このような歯科衛生教育は、誰が第一線に立つべき事業であるかについては、「医師歯科医師」を指導者とするのが「最も合理的」だと大西はいう。理由は、「衛生といふことの内容は医者の指導監督が必要」だからいう。

私は日本の学校衛生の将来、最も力を入れなければならぬのは、只今亜米利加でいふて居る其の意味のヘルス、エデュケーションであって、この施設は医者の仕事であって、同時にまた教育的の性質を多分に帯た仕事である。所謂衛生に関する教授と訓練であるから、全くやる仕事そのものは教育者のやる仕事であるが、衛生といふことの内容は医者の指導監督が必要であるから、その点は誰が第一線に立ってやるかといふことは（中略）、結局、医師歯科医師が指導者となり、此の事業を進めて行くのが最も合理的

であらうと思ふ。（前掲「学校医の職務に関する考察」）

ただし、「衛生上の習慣を陶冶」し「保健衛生上のコントロールを自分自身で自由にやる」まで到達させねばならないとして、衛生教育の「仕事其のものは飽く迄も教育の事業」である旨を繰り返し説いている。さらに「教育的の予防方法としての衛生教育」は、将来の学校衛生を「支配」するとまで論じている。

而して此の仕事の方法其のものは飽く迄も教育の事業である。所謂衛生に関する教授訓練である。子供の衛生上の習慣を陶冶して行く、さうして社会生活、日常生活といふものに於て保健衛生上のコントロールを自分自身で自由にやるといふことにまで到達せねばならぬのであって、衛生教育の施設内容は、飽く迄も教育的である。（中略）兎に角医学的の予防、それから医学的の治療といふものと又対立して教育的の予防方法としての衛生教育、斯ういふものが従来の予防并に治療の方面と別途の地位を以て将来の学校衛生を支配するやうになると思ふ。（前掲「学校医の職務に関する考察」）

最後に大西は、学校歯科医には独自の使命があると結論する。先に取り挙げたように、これまでも、学校医の職務は予防か治療かという議論があったが、学校歯科医は予防、治療そして新たに教育という三つの使命をもつというのである。学校医とは異なる「独立性」や新たな使命を学校歯科医に期待するほど、大西は歯科衛生における教育・訓練の必要性を認識していたと考えられる。

将来（中略）、予防、治療、教育の三者が仕事の内容として社会的に承認されるといふ所に学校歯科医といふもの、動かすべからざる一つの使命が確立されるのではないか。（中略）私は理想として、或は平素希望して居る点からいうて、予防、治療、教育此の三つを使命とするといふ所に学校歯科医といふもの、本当の独立性が出て来るのではないか（後略）。（前掲「学校医の職務に関する考察」）

5. 大西の教育的学校衛生論における歯科衛生論

(1) 『衛生訓練の実際』（昭和4年）

次に、大西の著者における学校歯科衛生論を見てみよう。昭和4年の『衛生訓練の実際』は、「米国に於ける衛生訓練の主導には、吾等の学ぶべき多くのものがあるが、しかもその俣我が国の児童に応用することは出来ない」という考えから、新たに日本に実情に合わせて著されたものである⁽²²⁾。彼の持論の教育的学校衛生論としても説かれていて、衛生訓練は「学校訓育の最も重要なもの」で、その指導者は、「学級担任教師これが中心」と位置づけている⁽²³⁾。ここで大西は、学校歯科衛生についてはどう説いているのだろうか。

まず大西は「衛生訓練の方法」、今でいえば学校行事を7つ挙げそこに「七、歯磨教練」を位置づけている。

一、衛生デー 二、衛生週間 三、保健クラブ
四、衛生日課 五、衛生検査 六、衛生競技
七、歯磨教練 (『衛生訓練の実際』18～61頁)

この歯磨教練とはもちろん「歯の正しい磨き方を教授し練習せしむる方法」のことである。ただし「齲歯を予防するには、歯を清掃するばかりが方法ではない」として「母親の自覚」「食物の注視」「唾液の利用」の説諭も視野に入れている。ただし中心はやはり、歯の清潔の「徹底」と「実行」への指導だと大西は述べる。

齲歯を予防するには、歯を清掃するばかりが方法ではない。(中略)胎生時代に遡って母親の自覚を促したり、或は食物の注意唾液の利用などを説くことも大切である。しかし現在歯を清潔に保つことが齲歯予防の第一線に立つ以上、これを学校児童に徹底せしめ、日々実行せしむるやう、適当の指導を与へなければならない。(中略)言ふまでもなく、歯磨き教練とは、歯の正しい磨き方を教授し練習せしむる方法である。(『衛生訓練の実際』51頁)

そうした「教練」は、「歯の正しい磨き方を理解している教師」が行い、理想的には学校歯科医の指導があれば「尚更結構」と提案している。要するに、「指導者が児童に対し講話等によって齲歯の害、その予防、歯磨と歯刷子、歯刷子に必要な条件を十分理解せしめおくことは、この教練を実行する上に極めて大切」だからである⁽²⁴⁾。

最後に、『衛生訓練の実際』がその提案を主眼としている、全学年を通じた衛生の教育課程において、歯科衛生はどう位置づけられているのかを確認しておこう。歯科衛生は、第3、5学年を除くすべての学年において、重要な訓練内容となっていて(表1)、要点のみ示すと次の通りである。

尋常第一学年 食事における良習慣(咀嚼)

第二学年 歯磨きのこと(予防のための習慣)

第三学年 特になし

第四学年 歯磨きをなすこと

第五学年 特になし

第六学年 口腔衛生(歯の知識)

高等科一、二年 齲歯

このなかで、特に第6学年では、「児童の口腔衛生は学校衛生上極めて必要なものであり、衛生訓練上重要な役割を演ずるものである。口腔衛生の効果を挙げんには、先づ第一に歯に就いての知識を有たなければならない」(249頁)として、「知識」が重視されている点は、先に触れたように、要するに「十分理解」させておくことが「この教練を実行する上に極めて大切」と考えられていた点から一貫している。もともと、『衛生訓練の実際』は、実践(低学年)から知識(高学年)へというアメリカ健康教育、具体的にいえば、ターナー

流の教育課程を踏襲しているのである⁽²⁵⁾。

(2) 『教育的衛生』(昭和11年)

大西のもう一つの主著『教育的衛生』を見てみよう。ここでも歯科衛生は取り挙げられているが、「『衛生訓練の実際』を参照せられたい」と断っているように⁽²⁶⁾、歯科衛生の教育的意義やそこでの教師の役割などは、特段、見当たらない。ただし、学校歯科医によって医療専門家による学校衛生の職務が学校診療・治療にまで拡大されたが、それには法的根拠があるという重要な点を指摘している。

学校診療の法的根拠が、学校歯科に関する限り、おぼろげながら示されたのである。(『教育的衛生』103頁)

特に学校歯科治療は、現行法規の上では、学校医の場合と異なり、学校歯科医本来の職務として行ふのであるから(後略)。(『教育的衛生』145頁)

(3) 昭和9年頃の論考

最後に、昭和9年頃の大西の歯科衛生論を見てみよう⁽²⁷⁾。結論を先取りすれば、この時期の大西は、う歯予防を目指しながらも、ここまで見てきた二つの主著よりも、もっと強い論調で、彼の教育的学校衛生論にのせて歯科衛生を説いている。たとえば、「一切の学校歯科施設は教育の理想目的と一致」、と学校教育の目的と同一視するまでに極論し、「学校歯科を教材としての教育的指導」こそ歯科医の「本質的使命」と述べる件では、もはや歯科衛生は手段となっている。

学校に於ける口腔検査、歯科治療を初め、一切の学校歯科施設は教育の理想目的と一致し、其の指導は教育の方法、訓育の精神に合致するものでなくてはならない(中略)。学校歯科医としての本質的使命は、其の全部的努力を臨床歯科を通じて、また教師を通じて、児童生徒の歯科衛生に対する思想の啓培と習性の陶冶並びに実行の指導、換言すれば、学校歯科を教材としての教育的指導こそ、教育としての学校歯科であり、且つ将来の学校歯科衛生の新しい生命でなくてはならないと思ふ。(『教育としての学校歯科』『学校歯科衛生』(日本連合学校歯科医会(文部省体育課内)第1号、昭和9年5月。『学校衛生』第14巻第6号、昭和9年にも転載)

また大西は、歯科医の指導は「寧ろ重きを教師を通じての間接的指導」を旨とすべきことや、う歯予防は教育方法や教師との協力次第であること、さらには、予防歯科のもつ教育的意義にも言及している。次に列挙する通りである

即ち、学校歯科医の職務として規程せられてるところの歯科衛生の訓練こそは、教育としての学校歯科の中心使命でなくてはならない。しかも、これが使命の遂行は、児童生徒に対する直接訓練よりも寧ろ

表1 大西永次郎の『衛生訓練の実際』(右文館、昭和4年)における歯科衛生

<p>尋常科第一学年 七、衛生習慣 (二) 食事における良習慣(咀嚼のことで、歯磨きなどはない)少量づゝ口に入れ、丁寧に咀嚼しなければならない(92頁) 愉快な心持ちで食べるやうに習慣つけることが最も大切である(92頁) 教師は自ら範を示して、食物摂取の方法を指導しなければならない(93頁)</p> <p>尋常科第二学年 六、耳、鼻、口腔 (一) 歯磨きのこと 口腔の衛生は歯牙の清掃を第一義とし、既に入学の初期に於ても、歯磨きの教練は衛生訓練の方法として適当の指導が与えられなければならない(106頁) 就中就寝前五分間の歯磨きも有効で、家庭と協力し十分此等の習慣をつけなければならない(106頁) 児童にこの種の習慣が十分養はれるやうになれば、齲歯の発生を予防し、歯牙の健全を保つことは必ずしも困難ではない(107頁)</p> <p>九、衛生習慣 (一) 良い習慣 (前略)この時代から不断に実行するの習慣を養ふことは最も肝要である(111頁) (前略)起床時及び就寝前に歯を磨く等で、日常の習慣として彼等の生活を指導するまでに訓練せしめなければならない(111～112頁)</p> <p>尋常科第三学年 六、耳、鼻、口腔 既に歯磨きの習慣を得たる児童は、進んで含嗽の方法を学び、食事の後、外出から帰った時には必ず含嗽するやう習慣つけるがいゝ(129頁)〈うがいを中心。歯磨きはなし〉</p> <p>九、衛生習慣(歯科衛生関係はなし)</p> <p>尋常科第四学年 八、消化器 (四) 消化器の略説 イ 口 食物は歯に依って咀嚼されると同時に、口内から分泌する唾液に混じられて、嚥下作用によって食道から胃に送られるのである。唾液は食物に混じて澱粉を糖化する作用をなすもので(中略)食物はよくこれを咀嚼し、十分唾液の作用を發揮せしむるやうに力めなければならない(164頁)</p> <p>十、衛生習慣 (二) 就寝に就いての良習慣 一、歯磨きをなすこと(169頁)</p>	<p>尋常科五年生 (歯科衛生関係はない)</p> <p>尋常科第六学年 五、耳、鼻、口腔 (一) 口腔衛生 児童の口腔衛生は学校衛生上極めて必要なものであり、衛生訓練上重要な役割を演ずるものである。口腔衛生の効果を挙げんには、先づ第一に歯に就いての知識を有たなければならない(249頁) イ、歯の種類 歯は生後六七ヶ月月から生えはじめ、満三歳に達すると上下十枚宛の歯が揃ふ。これを乳歯と名づける。(中略)乳歯と永久歯との交換期は恰も学齢期間に相当し、適当の時期に於てその交代を完全にせしめることは口腔衛生の第一義であつて、学校歯科が学校衛生の中重要な地位に置かれるのは、全くこのために外ならない(249～250頁) ロ、歯の構造 ハ、歯の衛生 咀嚼を十分ならしめるには、歯の健全を保たなければならない。歯の健全は結局体質の問題であるから(中略)。また歯は常に清潔にしなければならないから、起床時、就寝前の歯磨き、食後の含嗽などを一層嚴重に励行せしめ、甘いもの、酸いものなどは歯の実質を冒すものであるから、大いに慎まなければならない(251～252頁)</p> <p>(二) 齲歯の害及び予防 イ、齲歯の害 齲歯は食物の残渣が歯間に止まり、口腔内に常存する細菌の作用によって乳酸を生じ、これが歯の石灰質に働きて脱灰し、歯質を欠損せしめるために起こるものである。(中略)また、歯痛は脳神経を非常に刺戟するから、そのために受ける害も随分大なるものがある(252頁) ロ、齲歯の予防 齲歯の予防の根本は食物の改善と体質の改良にあるのであるが、さしづめ歯牙を清潔に保つため、(中略)日常歯磨きを励行することが大切である。そして少しの歯痛でも等閑にすることなく、必ず歯科医の診察を乞ひ、その治療を受ける方が安心である。齲歯は一種の伝染病の如きもので、一本の齲歯から次ぎへに伝染し、殆ど咀嚼の作用が不可能となることがある。(中略)小さい齲歯に対しても治療を受けるやう指導すべきである(253頁)</p> <p>高等科一、二学年 五、耳、鼻、口腔 主なる病氣 学校児童には耳、鼻、口腔の病氣が少くない。これ等は一面衛生訓練の徹底によって十分その発生を予防すべきであるが、已に発生せる疾病に対しては速やかに適當なる治療の途を講ずることも大切である。(中略)この期に多い耳、鼻、口腔の主なる病氣は、(中略)齲歯(中略)等である(236～287頁)</p> <p>(「第七章衛生訓練の実際」より作成。〈 〉内、下線は筆者)</p>
--	--

重きを教師を通じての間接的指導を以て、学校歯科医としての常時的任務と考ふべきである。(前掲『教育としての学校歯科』)

学校歯科医の方々も(中略)、どういふ教育の方法によって齲歯の発生を予防することができるか、歯の健康といふことに対しての子供の指導をどういふことにしたらよいかといふことの理解を有って、学校の先生方と協力して、これに当らるる必要があると思ふのであります。(『教育上よりみたる学校衛生』『学校衛生』第14巻第10号、昭和9年)

しかして教育的学校衛生の時代に於て、予防歯科の理論を教育として取扱ひ、衛生訓練の方式に於て学童夫れ自身に体得せしむるに及んで、学校歯科の予防的意義が初めて大衆的の性質を帯ぶるに至り、現代本邦学校歯科の指導原理を形成するに至ったこと、思ふ。(『近代(現代)学校衛生と学校歯科』『学

校歯科衛生』第2号、2-4頁昭和10年)

実際、当時の学校現場では、教師が当たり前前に歯磨き指導を行うようになっていたようである。

最近学校でも、かうした衛生訓練のことには余程注意が深くなって参りまして、或は学校歯科医の方に依って、または学校の先生に依って、歯磨の実地教練等が実行されて居る位なのであります。(『学校歯科衛生に就て』(五月十九日ラヂオ放送要旨)『学校衛生』第15巻第7号、昭和10年)

ところで、これまでの研究において、歯科衛生は、教育的学校衛生論や健康教育の思潮の背景として注目されてきたのだろうか。たとえば、渡辺貢次は大西を取り挙げてはいるが、歯科衛生教育と大西の教育的学校衛生論の関係については着目していない⁽²⁸⁾。谷津三雄らも、大西の『養護訓導執務指針』(昭和17年)を取り挙げるが、その関心は「学校歯科の内容」に向い

ている⁽²⁹⁾。本稿を通じて、学校歯科衛生は、健康教育や教育的学校衛生論の契機となっていたことがわかったが、これまで研究の盲点となっていた要因を考えると、学校歯科衛生という、いわば個別のジャンルの歴史という研究視点に止まっていたため、より積極的にいえば、学校でのう歯予防活動と教員の役割、あるいは、学校健康教育への影響といった、学校教育活動全体を見渡す視点での歴史関心に疎かったためではないかと考えられる。

6. まとめ

本報で明らかになったことは、次の5点である。

1. 京都市立第二高等小学校では、明治30年という早い時期に、市内開業歯科医の杉原順三、榎本元吉らの説話に刺戟を受けて、修身講話中に「歯牙の衛生法」を教えていて、その必要性が認識されていた。また両歯科医は同校生徒の歯の調査や無料治療を行っていた。同じ頃、文部省も歯痛と欠席の関係の調査に着手していた。
2. 京都府は、明治37年9月9日付で「歯牙衛生」の訓令第66号を公布していたが、「下京区校医会」においても、同時期の秋季校医会において、「歯牙衛生注意書」を草稿して市内の小学校に配布することを決議している。尚徳小学校の学校医・遠藤大太郎は、早くから児童生徒のう歯の多さを問題視していて、「下京区校医会」で学校歯科衛生を「約説」して「教育家」に提供する役を担ったことをきっかけに、『歯牙衛生』（明治38年）を著した。
このように、京都では、明治期後期から府政・校医会・学校医が共同し、組織的と評価できる学校歯科衛生活動を始めていた。
3. 大西永次郎は、群馬県学校衛生主事時代から、う歯は学校児童の主な疾病の一つとして報告していて、大正11年時点で、学校衛生課題と認識していた。文部省の学校衛生官になった初期の論考において、アメリカ流の衛生教育では、口腔衛生教育が重要な位置を占めていること、また日本でも「歯科の方面」では衛生教育を「徹底」して「組織的」に行っていることを評価しながら、「口腔衛生教育」に刺戟されて「衛生教育」が発達したという見解を有していた。また、学校歯科医は、予防、治療、教育という学校医にはない新たな使命をもつほど、歯科衛生と教育訓練の結び付きは強いことを認識していた。
4. 大西は、主著『衛生訓練の実際』（明治4年）において、衛生訓練は「学校訓育の最も重要なもの」で、指導者については「学級担任教師これが中心」とする考えを前提に、具体的な「衛生訓練の方法」として7つの学校行事を構成している。その一つに「七、歯磨教練」を位置づけ、「教練の仕方」では、

「歯の正しい磨き方を理解している教師」が行うと提案していた。

昭和9年頃からの論考では、主著よりももっと強い論調で、彼の教育的学校衛生論にのせて歯科衛生を説いていて、学校教育の目標と学校歯科衛生を同一視するほどであった。

5. 以上のように、明治期後期に問題視され始め、昭和初期にかけて課題化されていったう歯予防は、歯ブラシ教練は教師でも可能という技術面、より積極的にいえば、教師が学校生活を通じて訓練し習慣形成することを目指す教育目標の点に、これまでの伝染病を中心とする学校衛生課題にはない特徴があり、大西は、そうした歯科衛生という新たな課題を得たことで、独自の教育的学校衛生論を固め、昭和9年頃以降に、展開していったのではないだろうか。

確かに、大西の教育的学校衛生論には、歯科衛生とはまた別の動機もあった。たとえば、これから「学校衛生の新分野」を説く論考（明治4年）において、大西は、「衛生の事は外部的環境の改善は寧ろ二次的のものであって、内的欲求に基く健康創造の努力こそ人の一生を通じ、また国民の全般を通じ尤も重要な公衆保健の第一次的のものであるといはなければならない」と論じ、本人の「内的欲求」、言い換えれば自覚や理解の点から新しい学校衛生への転換を説いていた。また、「惟ふに小学校は、国民一般に対し衛生訓練の指導に最適の場所」と述べて、いわば生涯教育の観点からも、もっと衛生の教育・指導を考える方向へ転換すべきだと提案していた⁽³⁰⁾。

しかし、本報の検討を通じて、大西の教育的学校衛生論は、習慣形成が要となる歯科衛生が課題化されたことに由来する側面が大きい、ということが明らかになった。

本研究の一部は、JSPS科研費JP15K04223を受けた。

註

- (1) この大西永次郎による学校衛生史の見解については、拙著『明治期地域学校衛生史研究』（学術出版会、2014年）9～10頁を参照。なお、学校保健は、戦前までは学校衛生と呼称されていた。本稿でもそれに沿って記述する。
- (2) 杉浦守邦「教育史における学校保健」（黒田芳夫ら『教師のための学校保健』ぎょうせい、1979年）571頁。
- (3) 榎原悠紀田郎「学校保健における歯科検診の変遷」（『日本歯科医史学会会誌』第7巻第4号、1980年）、同『歯科保健医療小史』医歯薬出版、2004年）130頁。『学校保健百年史』も、直村の事例を「わが国における児童の歯牙検査のはじめのもの」としている（文部省監修・日本学校保健会編集、第一法規出版、1973年、207頁）。
- (4) 直村善五郎編述「歯牙統計の成績」（『歯科研究会月報』第16号、明治25年）。直村編『歯牙統計』（明治25年）にも転載。
- (5) ただし榎原は、学校歯科が推進した教育指導の側面について、次のような三つの重要な指摘をしている。①医師や歯科

- 医師の援けが必要なものは、「医療的な、他律的な保健管理」のほか、「日常生活における（中略）指導」という大きな役割があるからで、これが「自立的な保健、つまり保健教育、あるいは保健指導になる」、②昭和初期の歯科医界から保健教育・保健指導への貢献事例として、昭和8年の国語読本に「むしば」の教材を入れることになった経緯には日本聯合学校歯科医会の働きかけがあった、③「一部の熱心な学校歯科医」は「ブラッシング指導」や「咀嚼の訓練」などを教師に情報提供していた（前掲『歯科保健医療小史』158頁）。
- (6) 大西と彼の学校衛生論については、拙稿「大西永次郎の初期学校衛生論—教育的学校衛生論以前の問題—」（『愛知教育大学研究報告 人文・社会科学編』第63輯、2014年）、「大西永次郎の健康教育論—大西の『衛生訓練の実際』とターナーの『健康教育原論』の検討—」（『愛知教育大学保健体育講座研究紀要』第38号、2014年）を参照。
- (7) 用いた資料は、『公衆衛生』明治33年4月号、同6月号（号数なし）、第1～26号（明治33年7月～36年2月。ただし第2号明治33年8月は欠号）、『京都府衛生会々報』第2～7号（明治37年6月～38年12月）、および、『京都医事衛生誌』（第1～131号、明治27年4月～38年2月）である。
- (8) 「歯の養生」『京都府衛生会々報』第2号、明治37年6月。
- (9) 本稿が対象とする昭和10年代までの全国的な学校歯科衛生の普及と文部省制度は、紙幅の関係から示さないが、前掲『学校保健百年史』206～209・234～238頁、榊原前掲『歯科保健医療小史』129～133・157～159頁を参照。なお、「直村」は「直邨」、「杉原」は「杉本」と記す文献もあるが、当時の雑誌は「直村」「杉原」と表記するので本稿もそれに沿う。
- (10) 堀内清「京都市に於ける学校歯科」『学校歯科衛生』第1号、昭和9年。
- (11) 「小学校生徒の歯痛」『歯科雑誌』第61号、明治31年1月。
- (12) 『学校保健百年史』によれば、最も早く学校医会が組織されたのは明治32年の京都市の下京区であり、44年には京都市学校医会が創設されたという（前掲、117頁）。
- (13) 加えて次の内容が挙示されている。「甚ダシキ硬固」や「寒熱ノ度」に過ぎる食べ物「斑瑯質」を損ないう歯を誘因する、「柔軟ノ食物」は却って「脆弱」にさせる、粗悪な「磨歯粉」は却って害となるため「専門医ノ鑑定」を乞う、「間食及甘味ノ食物」は「齶歯ノ誘因」のため制限する、「一歯腐蝕スレバ他歯ニ伝染スル」、「微少ノ暗黒点」は「前徴」である、「齶歯」や「歯石」ある時は「専門医ノ治療」を受ける、「充分ノ保護」をするにはなるべく「毎月一回専門医ノ検歯」を受ける。
- (14) 榊原前掲『歯科保健医療小史』130頁。
- (15) 健康教育に対して、「衛生訓練」という語が使用され始めるのは少し早く、大正後期からである。管見からではあるが、「衛生訓練」の初出は、大正12年11月の第8回 学校衛生主事会議での「文部大臣諮問答申（大正十二年十一月）」で使用された「衛生訓練ノ徹底」と思われる（拙稿前掲「大西永次郎の健康教育論」）。この「衛生訓練」とは、「口腔衛生」や「歯磨教練」を含む活動であったことは、文部省学校衛生課の学校看護婦執務指針において、「歯刷牙の使用方等を教へ衛生訓練の補助をなす」と述べられていることから確認できる（文部省学校衛生課「学校看護婦執務指針」『学校衛生』第4巻第1号、大正13年1月）。
- (16) 八木聖弥「黎明期の京都市学校医会」（『日本医史学雑誌』第53巻第1号、2007年）。このほか、京都のさまざまな医師組織の創設経緯については、八木「京都医会の創設」（『医譚』第83号、2005年）、川端眞一「京の医学—慈仁の系譜と府立医大の草創—」（人文書院、2003年）など多数ある。
- (17) 遠藤大太郎『歯牙衛生』（五車楼書店、明治38年）2頁。
- (18) 遠藤前掲『歯牙衛生』11頁、14～18頁。
- (19) 遠藤前掲『歯牙衛生』19～27頁。この「予防法」は、当時の歯科学からみて妥当かどうかについては今後の課題である。
- (20) 大西永次郎の出生と没年については荷見秋次郎「学校体育に寄与した人々—大西永次郎—」（『学校体育』第5巻第5号、1952年）、『浅口郡現代人物誌』（浅口郡現代人物誌編纂会、大正14年）85頁、日本学校保健会八十年史編纂委員会編『日本学校保健会八十年史』（日本学校保健会、2005年）526頁を参照。ただし、出生年は明治19年と20年という2通りの記載があったところ、この度、ご親族の方から正確な情報を賜り、本稿ではそれを活用させて頂くとともに、ここに深謝します。
- (21) 大西永次郎「群馬県大正十年度就学児童身体検査成績（其二）」（『学校衛生』第2巻第6号、大正11年11月）。さらにその前の岐阜県学校衛生主事時代にも、「口腔衛生の不完」は学校衛生課題であると認識していたようである（「再び学校衛生に就て」『岐阜県教育』第283号 大正7年2月64頁）。
- (22) 拙稿前掲「大西永次郎の健康教育論」。
- (23) 「かくて衛生訓練の指導は、学級担任教師これが中心となり一般的教養に任じ、学校看護婦は個別的訓練により其の欠点を補ひ、両者相俟って茲に初めて衛生訓練の目的を達することができる。従来、衛生の問題は、学校医の専ら任ずべきものとし、教師の之に参与するが如きは寧ろ異例であるかの如く考へられたのは甚だしき謬見であって、衛生訓練は学校訓育の最も重要なものであり、教育上重要な部面を担当する養護の徹底を期する上からも、徒らに環境の整備、外的施設に拠らんよりは、訓育としての衛生を児童の内的努力による自発活動に求むるこそ最も有効なる方法といふべきである。」（大西永次郎『衛生訓練の実際』右文館、昭和4年、64頁）。
- (24) 大西前掲『衛生訓練の実際』53頁。
- (25) 拙稿前掲「大西永次郎の健康教育論」。
- (26) 大西永次郎『教育的衛生』（藤井書店、昭和11年）217頁。
- (27) 資料は、帝国学校衛生会『学校衛生』第14～16巻（昭和9～昭和11年）、『学校歯科衛生』1～2号（昭和9～10年）。
- (28) 鈴木千春「大正から昭和初期における学校歯科保健教育についての一考察—学校歯科保健教育関係者の活動内容を中心に—」（『愛知教育大学養護教育講座研究紀要』第6巻第1号、2001年）、渡辺貢次・鈴木千春「大正から昭和初期における学校歯科保健教育活動小史—Ⅰ. 社会の動向—」（『口腔衛生会誌』第53号、2003年）、鈴木千春・渡辺貢次「大正から昭和初期における学校歯科保健教育活動小史—Ⅱ. 学校歯科医、学校看護婦の職務内容と歯科衛生教授、歯科衛生訓練—」（『口腔衛生会誌』第53号、2003年）を参照。
- (29) 谷津三雄・吉田直人・落合俊輔「養護訓導執務指針にみられる学校歯科」『日本歯科医史学会会誌』第11巻第1号、1984年。
- (30) 大西永次郎「学校衛生の新分野」（『学校衛生』第9巻第2号、昭和4年2月）。

(2016年9月15日受理)